

三豊市放課後児童クラブ

安全計画

- 事前の安全対策により、子どもたちの伸び伸びとした遊びや活動を保障する
- 災害や事故が起こった場合は的確で迅速な対応を行う
- 対応記録をもとにして、再発防止に努める

令和6年3月

三豊市

はじめに

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われた。この改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第159号）において、「放課後児童クラブの安全に関する事項についての計画」（安全計画）の策定が義務付けられた。

三豊市では、「三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月29日条例第23号）や「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて、児童の安全確保の取り組みが行われているところであるが、この機会にそれらの取り組みを整理して「安全計画」としてまとめることにした。

この安全計画では、児童の安全を確保するための取り組みを「Ⅰ事故防止」「Ⅱ健康管理」「Ⅲ防災・防犯」「Ⅳ研修と訓練」の4つの大項目に分類し、Ⅰ～Ⅲの項目においては「事前対応」「発生時対応」「事後対応」の観点から取り組みを整理した。また、チェックリストの様式でまとめることにより、取り組みやすく役に立つ安全計画の作成を心掛けた。

「事前対応」を重視し、事故を未然に防ぐ日常の取り組みを行うこと、事故が発生した場合に適切な判断による迅速な行動が取れること、事故後は発生原因を究明し再発防止に努めること、この安全計画がこれらの指針となり、三豊市放課後児童クラブに在籍する子どもたちの健康と安全の確保に役立つことを願っている。

目次

はじめに

I 事故防止

- 1 施設内外の事故防止と事故発生への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 施設・設備の安全点検と事故防止
 - (2) 登室経路の安全点検と事故防止
- 2 事故報告と再発を防ぐ取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 おやつとの与え方と事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 窒息事故
 - (2) 食中毒
 - (3) 食物アレルギー等

II 健康管理

- 1 感染症等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 熱中症の予防と対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III 防犯・防災

- 1 災害対応の基本・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 火災の場合
 - (2) 不審者侵入の場合
 - (3) 自然災害の場合（台風・水害・地震・津波など）
- 2 避難計画と訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 大地震発生の場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

IV 研修と指導

- 1 安全研修計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 安全についての児童指導項目・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

別紙

- 安全点検表・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 事故報告（様式・記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 緊急連絡票（様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 熱中症事故防止のための外遊び指針・WBGT 値早見表・・・・・・・・ 19
- 避難計画（様式）・通報マニュアル・避難訓練報告書・・・・・・・・ 21
- 関連法規・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

三豊市放課後児童クラブ

安全計画

I 事故防止

1 施設内外の事故防止と事故発生への対応

子どもたちの遊びや生活の場面で、あらかじめ予想できる危険については取り除いておく必要があるが、危険だからという理由で何でも禁止するということでは、子どもたちの育ちを保障できない。安全対応をした上で、子どもたちの様々なチャレンジを見守ることが大切である。また、子どもたち自身の危険予知能力や回避能力を高めることも大切であるとする。

(1) 施設・設備の安全点検と事故防止

事前対応	発生時対応	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日常的に施設・設備の管理・点検を行うとともに、毎月安全点検表（別紙）により安全点検を実施する。 <input type="checkbox"/> 子育て支援課は安全点検の結果により迅速に修理・改善を行う。 <input type="checkbox"/> 応急処置ができるように救急用品を備えておく。 <input type="checkbox"/> 保護者の連絡先やかかりつけ医などについて情報共有しておく。 <input type="checkbox"/> 応急処置・救急法の訓練や研修を受ける。 <input type="checkbox"/> 子どもたちの活動の様子を見守りながら、安全について随時注意喚起をする。遊びの際に子どもの動線の交差に気を付ける。 <input type="checkbox"/> 子どもたちがけがをした状況を事務日誌に記入し、月毎に振り返ることによって、事故の未然防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 複数の支援員により事故の緊急性や対応の仕方を判断する。 <input type="checkbox"/> 怪我をした子への迅速な対応を行う。（応急処置、病院へ連れていく、救急車を呼ぶなど） <input type="checkbox"/> 事故の発生時刻や場所、状況、対応について記録しておく。 <input type="checkbox"/> 事故、怪我の状況により子育て支援課へ一報を入れ、連携を図る。 <p>※頭部打撲について</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の支援員で緊急性の判断をする。受傷後は子どもから目を離さず次のことに気を付ける。 ・意識（眠り込むなど）やけいれん、四肢のしびれなど ・頭痛、吐き気や嘔吐の有無 ・複視（二重に見えるなど）の有無 ・出血の有無 ・こぶなどの頭部の状況、外傷やその他の受傷部位の確認 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事故や怪我の発生時の状況や対応の記録をもとに、発生原因の究明や改善措置の検討をする。 <input type="checkbox"/> その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。 <input type="checkbox"/> 状況に応じて保険申請をする。 <input type="checkbox"/> 関係する子どもの保護者に対しては同じ内容の説明を同時期に行う。 <input type="checkbox"/> 子ども同士の関係性に注意を払う。 <input type="checkbox"/> 検証結果をもとに、子どもたちへの注意喚起を行う。 <input type="checkbox"/> 子育て支援課は他の放課後児童クラブとの情報共有と注意喚起を行う。

(2) 登室経路の安全点検と事故防止

事前対応	発生時対応	事後対応
<input type="checkbox"/> 学校から放課後児童クラブへの経路を把握し、安全を確認する。 <input type="checkbox"/> 子どもには常に決められた経路を通るように指導をする。 <input type="checkbox"/> 子どもたちの下校時刻を把握し、登室を確認する。 <input type="checkbox"/> 子どもの安全に関する研修に積極的に参加する。 <input type="checkbox"/> 子どもの登室の様子について、定期的に見回りを行い安全を確認する。	<input type="checkbox"/> 登室予定で来てない子どもに関しては、必ず保護者に確認をする。 <input type="checkbox"/> 登録されていない方が迎えに来た場合は、保護者に連絡して確認後に引き渡す。 <input type="checkbox"/> 不審者情報などの連絡を受けた場合は学校などと情報を共有して必要な対応をする。 <input type="checkbox"/> 交通事故等、事故が発生した場合は、適切な対応を行い、子育て支援課に第一報を入れる。また、子育て支援課に連絡する。 <input type="checkbox"/> 問題発生時の状況や対応について記録をしておく。	<input type="checkbox"/> 問題発生時の状況や対応の記録をもとに、発生原因の究明や改善措置の検討をする。 <input type="checkbox"/> その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。 <input type="checkbox"/> 検証結果をもとに、子どもたちへの注意喚起を行う。 <input type="checkbox"/> 子育て支援課は他の放課後児童クラブとの情報共有と注意喚起を行う。

2 事故報告と再発を防ぐ取り組み

事故があった場合、事故速報、事故報告書（別紙様式）を子育て支援課に提出する。

(1) 報告の仕方 2段階にする

事故速報提出

事故が発生した場合、事故速報を作成し、ただちに子育て支援課に報告・提出する。

事故報告書提出

事故速報を報告時に、事故報告書の必要性を相談の上、提出する。

(2) 事故速報、事故・疾病報告書の作成

児童が放課後児童クラブの管理下で活動中にけがをしたり、発病したりして、医療機関にかかったすべての場合、事故速報を提出する。

- ・ 緊急を要するため救急車で搬送した場合
- ・ 救急車を呼ぶほどではないが、急ぐので支援員が病院へ搬送した場合
- ・ 応急に処置をして保護者に報告し、保護者が病院で診療を受けさせた場合

(3) 事故の中でも重大、深刻な場合は事故報告書を提出する。

子育て支援課と協議の上、提出する。

(4) 再発防止の取り組み

事故の発生状況や対応についての記録をもとに、施設や設備の改善、指導方法、子どもの指導などの改善を行い、再発防止に努める。また、事務日誌に記録されたけが等の記録を毎月整理をし、分析をして、事故の発生場所や遊び方について、危険を事前に把握した上で日常の運営を行う。

3 おやつとの与え方と事故防止

活動的で成長途上にある子どもたちにとって、エネルギー源となるおやつは大切なものである。また、みんなと一緒に楽しく食べる時間は子どもたちの気持ちをなごませ、子ども同士の関係を近づける時間でもある。ここでは、おやつを与える際の安全について、「窒息事故」「食中毒」「食物アレルギー」の観点から対応を整理する。

(1) 窒息事故

事前対応	発生時対応	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> AEDの設置場所の確認。 <input type="checkbox"/> 応急処置、救急法の研修・訓練を受ける。 <input type="checkbox"/> おやつを提供時、飲み物を用意する。 <input type="checkbox"/> ゆっくりと落ち着いて、安心して食べることができる環境を整備する。 <input type="checkbox"/> おやつを食べ方の指導をし、注意喚起をする。(ふざけない、遊びながら食べない、よく噛んで食べる等) 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 迷わず119番通報をする。 <input type="checkbox"/> 発生時刻や場所、状況、対応を記録しておく。 <input type="checkbox"/> 飲み込んだものの量を確認する。 <input type="checkbox"/> 咳をすることが可能であれば咳をできるだけ続けさせる。 <input type="checkbox"/> 救急車が到着以後は、救急隊員の指示に従う。 <input type="checkbox"/> 周囲の子どもたちへの対応をする。(その場から離す、落ち着かせる) <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(誠実に対応) <input type="checkbox"/> 子育て支援課へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発生時の状況や対応記録などをもとに、発生原因の解明や改善措置の検討を行う。 <input type="checkbox"/> その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。 ※「事故報告書」様式(別紙) <input type="checkbox"/> 保護者への説明・対応(重篤な場合は臨時保護者会の開催を検討する。) <input type="checkbox"/> 検証結果をもとにして子どもたちに注意喚起をする。

(2) 食中毒

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施設・備品等の衛生管理。救急用品(嘔吐処理セット)の整備 <input type="checkbox"/> 応急処置・救急法の研修を受ける。 <input type="checkbox"/> 保護者の連絡先、かかりつけ医を確認しておく。 <input type="checkbox"/> 子どもたちに手洗い・うがいの励行を指導し、防止に努める。 <input type="checkbox"/> 食品を取り扱う職員は、手洗いや爪切り、消毒等、衛生管理を徹底する。 <input type="checkbox"/> 食品の適切な管理を行う。 賞味期限、消費期限や添加物の確認、要冷蔵や要冷凍の食品は冷蔵庫で管理。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子どもが体調不良を訴えてきた場合は、経過確認して嘔吐に備える。 <input type="checkbox"/> 発生時刻や場所、状況、対応の経過について記録をとる。 <input type="checkbox"/> 嘔吐などに対して迅速に対応する。状況により、病院へ連れていく。緊急性の高い場合は、119番通報をする。 <input type="checkbox"/> 周囲の子どもたちとの接触を避け、あわせて他の子たちに食中毒の症状が出ていないか確認。 <input type="checkbox"/> 保護者へ連絡をする。 <input type="checkbox"/> 子育て支援課に一報を入れ、連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発生時の状況や対応記録などをもとに、発生原因の解明や改善措置の検討を行う。 <input type="checkbox"/> その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。 ※「事故報告書」様式(別紙) <input type="checkbox"/> 保護者への説明・対応(重篤な場合は臨時保護者会の開催を検討する。) <input type="checkbox"/> 検証結果をもとにして子どもたちに注意喚起をする。 <input type="checkbox"/> 施設内の消毒、手洗いを徹底する。
---	---	---

(3) 食物アレルギー等

アレルギーへの対応

アレルギーには、食物、虫、動物、植物（花粉等）、塵、医薬品、化学物質、光など様々ある。また、一人ひとりの子どものアレルギーや症状の出方も様々である。保護者と十分に情報を共有して、医療機関での正しい判断に基づく対応をしていくことが大切である。学童への入所登録時にアレルギーに関する情報を得て、保護者や学校、医療機関との連携を図る。

アナフィラキシーについて

アナフィラキシーとは、アレルギーが体内に入ることによって急激に全身に強いアレルギー反応が起こり、ショック状態になることを言う。呼吸困難、意識障害、血圧の低下などの症状が出たら、すぐにアドレナリン筋肉注射（エピペン）を打つ必要がある。事故が起こらないように事前対応しておくとともに、研修や訓練を行い、事故が発生した場合に迅速に対応できるようにしておく。

事前対応	発生時対応	事後対応
<p><事前準備></p> <p><input type="checkbox"/> 応急処置、救急法の訓練、研修（訓練用エピペン研修など）を受ける。</p> <p><保護者・学校などとの連携></p> <p><input type="checkbox"/> 保護者からの情報収集、職員間の周知徹底を図る。（アレルギー、症状、対処方法、学校の対応、医師の指示等）</p> <p><子どもとのかかわり></p> <p><input type="checkbox"/> 疑わしいものは提供しない。他の子どものおやつと混ざらないようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギー症状の原因を確認するために、食品の袋や包装紙をとっておく。</p> <p><input type="checkbox"/> エピペンの保管場所を確認しておく。預かって保管する場合は常温保管をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て支援課は、アレルギーに関する情報を運営主体に提供・周知をする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 子どもの状況を把握し、経過やアレルギーを確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 発生時刻や場所、状況、対応を記録しておく。</p> <p><input type="checkbox"/> 強いアレルギー反応がある場合は、119番通報及びエピペンを使用する。（エピペンを使用した場合は、医療機関の受診が必須）</p> <p><input type="checkbox"/> 強いアレルギー反応でない場合は安静にさせ、経過を観察する。（子どもから目を離さない）</p> <p><input type="checkbox"/> 周囲の子どもたちに対応する。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者へ連絡をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもの状況により、子育て支援課に連絡し、連携を図る。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て支援課は、放課後児童クラブからの報告を受け、連携する。</p>	<p><input type="checkbox"/> 発生時の状況や対応記録などをもとに、発生原因の解明や改善措置の検討を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への説明・対応（重篤な場合は臨時保護者会の開催を検討する。）</p> <p><input type="checkbox"/> 検証結果をもとにして子どもたちに注意喚起をする。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て支援課は発生原因の解明を行い、改善処置をするとともに、他の放課後児童クラブへの注意喚起を行う。</p>

II 健康管理

1 感染症等

感染症への対応

(1) インフルエンザ等の感染症予防

- ① 日頃より学校とクラブが連絡を取り合い、情報交換をする。
- ② 服装、手洗い、うがいの励行など子どもの健康維持に留意する。
- ③ 情報を保護者に伝え、子どもの健康維持に必要な取り組みを呼びかける。
- ④ 感染症予防の学習に積極的に取り組む。

(2) 学級閉鎖時の対応

- ① インフルエンザ等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合、該当のクラスの児童は、感染症の蔓延防止のため放課後児童クラブは利用できないこととする。
- ② 保護者への周知は学校が行うものによる。
- ③ 在籍児童、職員がインフルエンザ等に罹った場合には、随時子育て支援課に報告を行う。
- ④ 児童の登室開始は学校の登校開始と同じ時期とする。

(3) その他

- ① 放課後児童クラブにおける感染症対策は、「保育所における感染症対策ガイドライン」(2018年3月改定 厚生労働省)に基づき対応する。
- ② その他、新型感染症等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合は、その都度通知する。

事前対応

発生時対応

事後対応

<p><input type="checkbox"/>施設・備品等の衛生管理。救急用品（嘔吐処理セット）の点検・補充。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者の連絡先、かかりつけ医を確認しておく。平熱や持病・既往疾患（アレルギー性疾患、気管支喘息、心臓、腎疾患、糖尿病など）の把握。</p> <p><input type="checkbox"/>気管切開や脳性麻痺などの疾患がある子どもについては、事前に保護者や医師と連携し、必要な条件整備を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>子どもの体調や状況を常に把握し、職員間で情報共有しておく。</p> <p><input type="checkbox"/>子どもたちの健康管理・感染症拡大防止のための注意喚起をし、手洗いうがいの励行、こまめな換気に努める。</p>	<p><input type="checkbox"/>体調不良の子どもへの迅速な対応。応急処置、場合によって保護者に連絡、救急車を呼ぶなどの対応。</p> <p><input type="checkbox"/>発生時刻や場所、状況、対応の経過について記録をとっておく。</p> <p><input type="checkbox"/>嘔吐が予想される場合、窒息を防ぐために横向きに寝かせる。</p> <p><input type="checkbox"/>周囲の子どもたちとの接触を避ける。（感染拡大防止）</p> <p><input type="checkbox"/>保護者へ連絡をする。</p> <p><input type="checkbox"/>状況により、子育て支援課に報告し、連携を図る。</p>	<p><input type="checkbox"/>発生時の状況や対応記録などをもとに、発生原因の解明や改善措置の検討を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者への説明・対応を行う。（重篤な場合は臨時保護者会の開催を検討する）</p> <p><input type="checkbox"/>検証結果をもとにして子どもたちに注意喚起をする。</p>
--	--	--

2 熱中症の予防と対応

熱中症は命に係わる危険があることを踏まえ、環境省「熱中症警戒アラート」や「熱中症予防運動指数 (WBGT 値)」を活用しながら、適切な対応が求められる。ただ、熱中症を警戒するあまり、外遊びを禁止するのではなく、必要な手立てをとることで、子どもたちの豊かな活動を保障することが必要である。

事前対応	発生時対応	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>保護者と連携して、帽子、飲み物、タオルの準備をする。 <input type="checkbox"/>気温・湿度を測定し「暑さ指数を用いた指針」(下表)を基にして複数の職員により適切に判断する。 <input type="checkbox"/>児童の状態を常に観察し、休憩、水分補給、塩分補給に留意する。 <input type="checkbox"/>気温等により熱中症が予想される場合は、外遊びを中止するか、涼しい時間帯での実施をする。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>涼しい場所に移動して安静にさせ、水分、塩分の補給をする。 <input type="checkbox"/>症状が激しい場合は、保冷剤などで体を冷やす。 <input type="checkbox"/>意識障害、痙攣、運動障害を発生している場合は、ためらうことなく救急車要請をする。 ※救急車要請は現場判断による <input type="checkbox"/>発生時刻や場所、状況、内容、対応の経過を記録しておく。 <input type="checkbox"/>周囲の子どもたちに動揺がないよう対応する。 <input type="checkbox"/>緊急搬送された場合には保護者へ即座に連絡をとる。医療機関での受診が必要でない場合でも丁寧に伝える。 <input type="checkbox"/>子育て支援課は放課後児童クラブからの報告を得て、情報収集、連携行動をする。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>発生時の状況や対応記録などをもとに、発生原因の解明や改善措置の検討を行う。 <input type="checkbox"/>その後の経過や検証結果を子育て支援課に報告する。 <p>※「事故報告書」様式(別紙)</p>

暑さ指数を用いた指針

日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より		
気温(参考)	WBGT 値	予防指針
35℃以上、	31以上	運動は原則禁止
31～35℃未満	28～31	厳重注意(激しい運動は中止)
28～31℃未満	25～28	警戒(積極的に休息)
24～28℃未満	21～25	注意(積極的に水分補給)
24℃未満	21未満	ほぼ安全(適宜水分補給)

III 防災・防犯

1 災害対応の基本

災害時の職員の対応(役割分担)は下のABCを基本として、各事業所で実態に合った計画を立てる。

基本的な役割分担

A—目の前の子どもを落ち着かせる役割(パニック防止)・・・基本的に動き回らない。

B—遊びに出ている子、来ていない子も含め、全員の安全確保の役割、通報・連絡。

C—目の前の緊急事態に対応し、情報収集をする役割。

※指導員が4人以上の場合は、臨機応変に手薄なところを補佐する。

※指導員が2名の場合は、AとCを1名が担当する。

		火災	不審者	地震・水害等大規模自然災害			
				直後	第2優先	第3優先	引き渡し
A	落ち着かせ係	落ち着かせ 避難誘導 応急措置	落ち着かせ 避難誘導	落ち着かせ	声かけ 応急手当	安全な避難	子どもの安全 確保
B	全員対応係	全員確認 避難誘導 全員確認	全員確認 通報・連絡	避難経路確保	全児童の所 在確認	来てない子へ の対応 クラブで待機	引き渡し相手 の確認
C	緊急対応係	初期消火 情報収集	危機対応	火元確認 避難経路確保	情報収集	緊急連絡名簿 の持ち出し	保護者・行政 等への連絡

緊急時の優先順位

第1優先 — 身を守る、火元確認と管理、出口・避難経路確保、安否確認と応急手当。

第2優先 — 職員分担で同時進行「子どもを落ち着かせる」「情報収集」「児童の所在確認」。

第3優先 — 避難準備と安全な避難(来ていない子への対応)。

第4優先 — 避難所に到着してから、保護者への連絡、伝言ダイヤル、行政等への連絡。

建物の倒壊等最悪の場合の優先順位

第1優先 — 子どもの命を守る、初期救出。

第2優先 — 地域の助けを呼ぶ。

第3優先 — 外に出られた子どもの一時避難。

避難訓練の実施

火災・不審者・地震等について、計画的に避難訓練を行い、指導者の動き方を確認するとともに、子どもたち自身が危険を感知し、自ら身を守ることができるようにする。

(1) 火災の場合

事前対応	発生時対応	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> □避難計画の作成と避難訓練の実施。 □消防署への連絡案文の作成・掲示。 □保護者との合意・周知。 ・災害時の避難場所・引き渡しの確認 ・保護者への連絡体制の確認 □非常持ち出し品の準備、防災頭巾やヘルメットの用意。(指導者分も) □各自治体、地域の非常事態体制を関係機関と共有しておく。 □施設・設備の管理・点検・改善措置、消火器など防火設備の点検、避難経路の確保を日常的に行う。 □子どもたちに自分の身の守り方を継続して指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> □支援員はあらかじめ決められた役割分担をもとに行動し、連携を図る。(避難路の確保、初期消火、負傷者搬出、119番通報など) □必要に応じて屋外へ避難する。避難の際には点呼をし、状況に応じて避難経路を選定する。避難する際には、その旨を保護者に周知する。(玄関に張り紙など) □保護者に連絡をし、確実に引き渡す。 □状況を子育て支援課へ報告する。 □施設状況やライフラインの確認をし、これらを記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> □施設状況の点検 □発生状況や対応の記録を作成する。 □その後の経過や検証結果を市に報告する。 □状況に応じて保険の申請。 □子どもや保護者の心のケアに留意する。市は支援員を含めて心のケアの体制づくり。 □保護者への説明・対応を行う。(重篤な場合は市とともに臨時保護者説明会の開催を検討する) □検証結果を事後に生かす。 □市は他の放課後児童クラブとの情報共有と注意喚起を行う。

(2) 不審者侵入の場合

事前対応	発生時対応	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> □職員の役割を明確にし、計画に沿った防止策を講じる。 □防犯対策として、避難訓練を計画に沿って行う。訓練の結果をもとに常に改善策を講じる。 □来訪者への対応、チェックを行い、不審な部外者には声をかける。 □市は、施設の避難経路や非常口の確認をし、安全確認と危険個所の把握をする。 □市は、不審者情報が入った場合の対応策、不審者が立ち入った場合の対処や体制の整備に努める。 □関連機関や団体との連携を行い、非常の際の連携体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> □子どもの安全を最優先し、自らの安全も確保して必要な対応を随時行う。(複数で対応、退去するよう説得、子どもからの隔離、110番通報、大声・ホイッスルなど) □不審者侵入の時刻や状況、内容と対応について記録を残しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> □対応の記録をもとにして、発生原因の解明や改善措置を検討する。 □保護者への説明と対応を行い。(重篤な場合は市と協議して臨時保護者会を行う。) □市は再発防止、被害を最小限にとどめる手立てを講じる。 □子育て支援課は、情報をオープンにし、他の放課後児童クラブへの注意喚起を行う。

(3)自然災害の場合(台風・水害・地震・津波など)

事前対応	発生時対応	事後対応
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>三豊市ハザードマップによりクラブの環境を把握しておく。 <input type="checkbox"/>連絡及び情報収集手段の整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災ラジオなどの準備 ・電源の確保 ・「災害用伝言ダイヤル」の確認 ・災害時有線電話の指定 <input type="checkbox"/>保護者への事前周知。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難ルートや避難場所、引き渡し方法について保護者と情報共有しておく。 <input type="checkbox"/>避難訓練の実施。 <input type="checkbox"/>非常持ち出し品の準備、防災頭巾の準備。 <input type="checkbox"/>災害対応が可能な職員体制の確保。 <input type="checkbox"/>自治体、地域、学校の非常時の体制を共有しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>支援員は自らの安全と子どもの安全を確保する。 <input type="checkbox"/>あらかじめ決められた役割分担をもとに行動し、互いの連携を図る。 <input type="checkbox"/>避難経路を確保し、必要に応じて屋外へ避難する。 <input type="checkbox"/>人数確認をし、まだ登室していない子どもの所在確認をする。 <input type="checkbox"/>避難先について災害用伝言ダイヤルなどを用いて、保護者に連絡をする。 <input type="checkbox"/>子どもの安全に責任をもち、確実に保護者に引き渡す。 <p>※津波の恐れのある地域では、避難場所（高台）に速やかに避難をする。</p> <p>※津波注意報・警報発令時には、お迎えを要請せず、引き渡し後も避難所で待機するように促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>施設状況の点検。 <input type="checkbox"/>発生状態や対応を記録。 <input type="checkbox"/>対応の検証と改善点検討。 <input type="checkbox"/>検証結果をもとにして子どもへの注意喚起、指導に生かす。 <input type="checkbox"/>人的・施設設備・物品などの被害調査を行い、被害復旧に努める。行政との連絡・調整を行い、災害翌日からの開所を目指す。

2 避難計画と訓練

- 避難計画は年度終わりの代表支援員研修会で配布された様式（別紙）にそって、年度初めに職員構成が確定した段階で作成して提出する。
- 避難計画の様式は「火災」「自然災害」「不審者」の3種とし、それぞれ計画を作成する。
- 通報マニュアル（別紙）はいつでも使えるように掲示をしておく。
- 年度初めに訓練のスケジュールを決め、年間計画に明示して実施する。実施した後実施報告書（別紙様式）を提出する。
- 訓練結果をもとに、避難計画の常時見直しを行う。

3 大地震発生の場合の対応

学童保育にいる時間に、震度5弱以上の地震があったら

- ① 児童の安全確保・応急措置・所在と安否の確認
- ② 避難所へ避難
- ③ 災害伝言ダイヤルに避難場所と安否情報を録音
- ④ 避難場所から放課後児童クラブの責任で、保護者への引き渡し

もし、学校から放課後児童クラブへ向かっている間に大地震があったら

子どもたちに日ごろから教えておくこと

- ① 学校から放課後児童クラブまでは、決められた道をいつも歩く。
- ② 揺れがおさまるまで、自分の身を守る。(塀の横、瓦などが落ちそうな場所などを避ける)
- ③ 揺れがおさまったら学校か放課後児童クラブか、近い方へ避難する。
- ④ 動けない場合は、支援員が迎えに行くから待つ。

学校との連携

保護者通知(児童クラブ非常災害時の対応について)

1. 警報発令時等の対応…平日(小学校登校日)

●小学校の対応にあわせて放課後児童クラブの対応を行います。

※気象状況の悪化により、**警報がひとつでも発令された場合に**下記対応を行います。

※ただし、**放課後児童クラブ開室後は、長期休業日等と同じ対応**とします。

	状況	学校の対応	放課後児童クラブ
登校前	午前6時までに警報解除	通常授業(給食あり)	通常開室
	午前6時に警報発令中	自宅待機	決定保留
	午前8時までに警報解除	午前中授業(給食なし)	11時30分開室(昼食持参)
	午前8時に警報継続中	臨時休業	休室
登校後	天候が悪化し、 警報が発令されそうな状況	学校待機(学校からお迎え依頼)または下校	通常開室時間までに学校待機または下校の場合は基本的に休室
	警報発令		
開室後	※長期休業日等と同じ対応とします。詳細は以下参照。		警報発令のみでは休室せず、高齢者等避難・避難指示・特別警報等の発令で休室(お迎え依頼)とします。

2. 警報発令時等の対応…土曜日・長期休業日・振替休日

●放課後児童クラブ独自の対応を行います。

※以下のいずれかの気象情報等が発令された場合に放課後児童クラブを開室(休室)します。

- ・放課後児童クラブ所在地域に①**高齢者等避難**、②**避難指示が発令されたとき**
- ・③**大雨・暴風・大雪・暴風雪「特別警報」が発令されたとき**(市内全域)
- ・④**高潮「特別警報」が発令されたとき**(詫間・仁尾・三野の放課後児童クラブに限る)
- ・⑤**波浪「特別警報」が発令されたとき**(詫間・仁尾の放課後児童クラブに限る)

	状況	学校の対応	放課後児童クラブ
開室前	午前6時までに解除		通常開室
	午前7時30分までに解除		7時30分以降に順次受入
	午前7時30分に継続中		休室
開室後	①～⑤発令(該当クラブ)		休室(お迎え依頼)

(注) **警報が発令されただけでは開室(休室)となりません。**

ただし、家庭保育や早めのお迎えが可能な場合は、ご協力をお願いします。

3. インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症への対応について

小学校が早期下校や学級、学年、学校閉鎖等を行った場合、**放課後児童クラブもその学級、学年、学校の児童の受け入れはできませんので、自宅待機となります。**

4. 火災・地震等の災害発生時の対応について ※状況によって、個別地域での対応をすることがあります。

地震等災害発生の場合、児童の安全を確保した後、保護者に連絡し、児童の引き渡しを行います。そのため、緊急連絡が可能な連絡先を各放課後児童クラブに必ずお伝えください。

また、三豊市メール配信サービスを利用して、緊急情報を発信する場合があります。

IV 研修と指導

1 安全研修計画

I～IIIに記載した各安全計画について、各事業所において長期的及び年次の放課後児童支援員向け研修計画を定める。支援員の経験年数や保有資格、スキルに応じて計画的に育成していくシステムを構築することが必要である。

I 事故防止

定期的に AED の操作や心肺蘇生法の研修を行う。また、施設や設備、登室経路の安全点検を行うにあたって、危険予知能力を高める研修を行う。各クラブでは業務日誌に児童の怪我について記録し、怪我が起こりやすい場所や状況を把握しておく。職員の危機管理意識を高める研修は様々な場所で機会をとらえて研修を行う。

II 健康管理

定期的に感染症や熱中症対応の研修を行う。エピペンを持つ子がいるクラブにはエピペンの使用方法について適宜研修を行う。子どもの心の健康を保つ研修についても毎年度一回以上実施する。

III 防災・防犯

計画的に研修を実施するとともに定期的な避難訓練を実施する。「火災」「地震・水害等」「不審者」に伴う避難訓練はそれぞれ年に一回以上実施し、常に計画の見直しを図る。

2 安全についての児童指導項目

I～IIIに記載した各安全計画について、各事業所において定期的かつ事例が起きた際には再発防止のために随時指導を行う。

I 事故防止

事故発生時に振り返り、原因追及、改善の指導を行う。怪我が起こる状況の分析から得た結果（起こりやすい場所、遊び方、遊び時の動線の交錯等）を子どもの指導に生かす。

II 健康管理

日常時の健康管理の指導を行う。家庭での子どもの体調については保護者と常時情報交換し、その上で児童の生活の見守りを行う。

III 防災・防犯

避難訓練の実施を通して、子どもが災害や事件に対応する力を身につけることができるように指導をする。災害時など、周囲に大人がいない場合を想定して、ケースごとに児童が自ら動き対応できるように、常日頃から指導をしておく。避難訓練を実施した結果を児童にフィードバックし、災害や事件への対応は自らのことであり、自らの身を守る行動が取れるよう意識を高める。

別紙

令和 年度 安全点検表

()放課後児童クラブ

点検項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
屋 内 環 境	出入口の戸、窓はスムーズで外れやすくないか													
	出入口は物でふさがれていないか													
	靴入れは破損がなく安全か													
	照明は点灯し、コンセント、スイッチは正常か													
	床は滑らかで、たたみ、カーペットの破損はないか													
	壁に突起物は出していないか													
	雨漏りはないか													
	トイレは清潔で水漏れはないか													
	水道の水漏れはないか													
	屋内、屋外の排水はスムーズか													
	掲示物は外れていないか													
	子どもの荷物は整理・整頓されているか													
	飲食物はきちんと管理されているか													
事務所内ロッカーの鍵があり破損していないか														
屋 外 環 境	遊び場所に石があったり、雑草が生えたりしていないか													
	遊び場所に凹凸がなく、安全に遊べる環境か													
	遊び場所に障害物がなく安全か													
	設備や遊具の安全確認ができており、安全か													
	立ち入り禁止や使用禁止などの表示は正常か													
遊 具 ・ 備 品	遊び道具に破損がなく安全か													
	破損している備品(机、椅子など)はないか													
	エアコンは正常に動くか													
	遊び道具や備品が整理・整頓されているか													
点検者(指導員)印(サイン)														
修繕者(支援課担当)印(サイン)														

点検日 毎月20日(休みの時は次の開所日)

(記入の仕方) ○:安全 △:要点検 ×:早急に改善 (△、×の場合は備考欄に状況を記入する。)

放課後児童クラブ活動中における児童の事故・疾病に関する報告について

放課後児童クラブ支援員として、児童の安全を守ることは最大の職務義務です。安全であることにより、保護者は安心して子どもを預けることができるものと思います。

「安全計画 P1 事前対応」により事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には「発生時対応」により適切な対応をお願いします。

なお、事故速報、事故、疾病報告書の運用方法については、下記のとおりとします。

記

1 報告の仕方 2段階とする。

- ① **事故速報提出** 事故が発生した場合、事故速報を作成し、それに基づいてただちに子育て支援課に報告・提出する。
- ② **事故報告書提出** 事故速報を報告時に、事故報告書の必要性を相談の上、提出する。

2 事故速報、事故・疾病報告書の作成

- ① 児童が放課後児童クラブの管理下で活動中に、けがをしたり、発病したりして、**医療機関にかかったすべての場合、事故速報を提出する。**
 - ・緊急を要するため救急車で搬送した場合
 - ・救急車を呼ぶほどではないが、急ぐので支援員が病院へ搬送した場合
 - ・応急に処置をして保護者に報告し、保護者が病院で診療を受けさせた場合
- ② 事故の中でも重大、深刻な場合は、子育て支援課と協議の上、事故報告書を提出する。

3 疾病報告書の作成

- ・「学校感染症」（学校保健安全法施行規則 18 条）の疾病について報告
- ・他の児童への伝染、蔓延が予想される場合について報告する。
- ・報告の様式は、事故・疾病報告書を使用する。（記入にあたっては、報告書備考欄を参照）

4 備考

事故発生時には、事故速報を作成し、速やかに報告する。また、その時に事故報告の必要性を協議の上、事故報告書を提出する。

事 故 速 報

() 放課後児童クラブ			
報 告 日	令和 年 月 日	報 告 者	
受傷者氏名		学年	男 女
発生日時	令和 年 月 日	時	分ごろ
発生場所			
発生状況	(受傷部位)		
	(受傷程度)		
	(原因)		
	(その他)		
支援員の対応	(応急処置)		
	(病院への搬送)		
	(保護者連絡)		
	(その他)		
備 考			

事故・疾病 報告書

() 放課後児童クラブ				
報告日	令和 年 月 日	報告者		
事故発生、疾病発病時の様子				
① 受傷病者 ふりがな 氏 名		学 年	年	男・女
② 事故発生日	令和 年 月 日	時 刻	時	分 頃
③ 事故発生場所	裏面に記入（全体図、詳細図を具体的に）			
④ 事故発生状況	（発生状況を具体的に）			
⑤ 何が原因で	（原因となった物、状態、行動、服装など）			
⑥ 受傷部位 （病 名）	頭部、 顔部、 胴体、 上肢部、下肢部 その他	（具体的に）		
⑦ 発生時の受傷 状況	骨折、捻挫、脱臼、肉離れ、打撲、すり傷、切り傷、刺し傷、やけど、 歯が折れる、歯がずれる・抜ける、その他（)			
⑧ 支援員の対応	事故発生時（出席児童数 人、 支援員数 人）			
⑨ 応急処置	処置時刻： 時 分頃 対応者名： 処置内容：			
⑩ 病院搬送の 状況	・救急車 ・支援員 ・保護者	連絡者名： 連絡時刻： 時 分 頃 搬送先：	搬送者名：	
⑪ 保護者への 連絡	連絡者名： 連絡時刻： 時 分 連絡内容／保護者の反応			
⑫ 医療機関名		電話	—	—
⑬ 通院・入院	通院 無 有 → 完治まで〔 月 日〕 入院 無 有 → 完治まで〔 月 日〕			

* 疾病の場合は事故を疾病と読み替えて記入する。

事故発生場所の図

全体図（現場を取り巻く周辺図）

詳細図（事故現場の詳細図）

記入の仕方

受傷病者氏名	<u>ふりがな</u> 正式な氏名を記入		学 年	年	男・女 <u>○で囲む</u>
事故発生日	令和 年 月 日	時 刻	時	分	頃
事故発生場所	全体図は周囲の状況を記入（関係者がいた人の位置も記入） 詳細図は事故が起きたその場所の施設、備品、人の配置を記入				
事故発生状況	（発生状況を具体的に） 例：屋外にて、児童が各々遊んでいたところ、児童が滑り台へ上がる階段の上部（高さ2m程度）から手を滑らせ、頭から地面に落下。即座に支援員が駆けつけたが、意識不明であった。				
何が原因で	（原因となった物、状態、行動、服装など） 遊びの状況、施設の不備、指導の状況など				
受傷部位	頭部、顔部、胴体、 上肢部、下肢部 （○で囲む）	（具体的に） 右側側頭部、耳の上5cm 右手親指第2関節			
発生時の受傷状況 （○で囲む）	骨折、捻挫、脱臼、肉離れ、打撲、すり傷、切り傷、刺し傷、やけど、歯が折れる、歯がずれる・抜ける、その他（ ）				
支援員の対応	事故発生時：出席児童数 人、支援員数 人 入室時から、事故発生時、事後対応について時刻を記入して箇条書きで記入する。 保育責任をどう果たしていたか明確に				
応急処置	処置時刻： 時 分頃 対応者名： 処置内容：				
病院搬送の状況 ○で囲み、必要事項を記入	・救急車 ・支援員 ・保護者	連絡者名： 搬送者名： 連絡時刻： 時 分頃 搬送先：			
保護者への連絡	連絡者名： 連絡時刻： 連絡がついた時刻 連絡内容／保護者の反応 単独事故、または相手がいる時の報告内容と保護者の対応状況を記入				
治療医療機関名		電話	—	—	
通・入院	通院 無 有 →完治まで〔 月 日〕 入院 無 有 →完治まで〔 月 日〕 報告時点で判明している状況を記入				

※ 病気の発病の場合は、記入できない項目があります。

しかし、児童クラブで配布したおやつやおもちゃなどでアレルギー等の症状が出た時は、記入すべき内容が多くなります。



緊急連絡表

【 児童クラブ】

児 童 氏 名				年	男 女
生 年 月 日	平成 年 月 日 生まれ				
保 護 者 氏 名					
緊 急 連 絡 先 病気、事故等で緊急に連絡をとる必要がある場合の連絡先を記入してください。 仕事中に電話をとれない方は、職場の部署も記入してください。	① 電話番号（携帯可）	相手先			()
	② 電話番号（携帯可）	相手先			()
	③ 電話番号（携帯可）	相手先			()
	④ 職場の電話番号	部署名等			()
	⑤ 職場の電話番号	部署名等			()
引き取り者	第1引き取り者 本人との関係 ()	第2引き取り者 本人との関係 ()	第3引き取り者 本人との関 ()		
健康面で配慮すること アレルギー等の食べ物への配慮やよくある症状等について記入してください。					
行動面で配慮すること 性格や行動等の配慮事項について記入してください。					
希望医療機関 緊急時に受診を希望する、かかりつけの病院があれば記入してください。	内科		眼科		
	外科		歯科		
お子様に絆創膏・湿布・冷えピタを使用してもよいか、○か×をお書きください。 () 絆創膏 () 湿布 () 冷えピタ					

*お子様一人につき1枚ご記入をお願いします。

熱中症事故防止のための外遊びの指針

令和 年 月 日

子育て支援課

1 暑さ指数を用いた指針

日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

気温(参考)	WBGT 値	予防指針
35℃以上、	3.1以上	運動は原則禁止
31～35℃未満	2.8～3.1	嚴重注意(激しい運動は中止)
28～31℃未満	2.5～2.8	警戒(積極的に休息)
24～28℃未満	2.1～2.5	注意(積極的に水分補給)
24℃未満	2.1未満	ほぼ安全(適宜水分補給)

2 気温を測定し、子どもの安全を第一に考えて、指針に基づいて判断

- 気温を測定する場所：外遊びをする場所で日陰
- 気温を測定する高さ：子どもの高さ1m～1m50cm位
- 事務日誌の「外遊びの記録」欄に該当事項を記入し記録を残す。

3 留意事項

- 外遊びをする場合は、支援員は、常時、特に事前、外遊び中、事後の一人一人の子どもの健康観察、体調観察をするとともに適切な対応をする。
- 熱中症は家での体調(例えば睡眠不足、風邪気味など)も関係するので調子が悪い場合は、保護者または子どもが事前に、外遊びをするかどうか申し出てもらうようにする。支援員も事前に子どもの体調について観察し適切に判断する。
- 子どもの状態を常時観察し、休息、水分補給、塩分補給に絶えず留意する。裏面の「運動に関する指針」参照のこと。
- 外遊びをする前に水分補給や塩分補給をするなどして子どもの体調に留意する。また、20分外遊びしたら10分休憩するなど子どもの体調に留意する。
- 別紙の暑さ指数を用いた指針にとらわれることなく、一人一人の子どもの安全を第一に考えて適切に判断する。
- 気温等によって熱中症が予想される場合は、外遊びを中止するか、あるいは、涼しい時間帯に外遊びを実施する。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- 熱中症は屋内においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、熱中症事故防止のための適切な処置をする。

WBGT値早見表 熱中症の危険度をチェック

		相 対 湿 度 %																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
乾 球 温 度 ℃	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	35	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
	23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
	22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	

【WBGT値】

注意25℃未満	警戒25℃～28℃	嚴重警戒28℃～31℃	危険31℃以上
---------	-----------	-------------	---------

各種災害発生時の避難計画の提出について（依頼）

昨今、大規模地震の発生が危惧されており、各方面において避難計画の策定や、避難訓練が実施されています。各放課後児童クラブにおいても、子どもを安全に避難誘導する計画の作成及び避難訓練を実施してきました。つきましては、これまでの避難計画を見直しの上、R5年度の避難計画を新たに作成し提出してください。

尚、火事、地震、土砂災害・水害・津波、不審者の避難訓練を実施し、実施後速やかに避難訓練実施報告書を提出してください。

記

1.送付書類

- 非常時避難行動について 1部（参考資料）
- 避難計画 火災、地震、土砂災害・水害・津波、不審者 各1部（1部提出）
※作成した避難計画は、コピーをとるなど保管してください。
- 通報マニュアル 火災、地震(土砂災害、津波、水害対応含む)、
不審者、けが 各1部（必要事項記入の上保管）
- 避難訓練実施報告書 各1部（計4部）（実施後提出）

2.計画書の作成方法

「非常時避難行動について」を参考に、空欄に必要事項を記入し、計画書を作成してください。

3.提出について

- ・避難計画：作成出来次第提出してください。
- ・避難訓練実施報告書：避難訓練実施後に提出してください。

4.提出先

三豊市健康福祉部福祉事務所子育て支援課 まで

5.備考

- (1) 計画作成にあたっては各クラブの実態に合わせて作成してください。
- (2) 通報マニュアルは（ ）内に言葉を入れ、児童クラブのよく見えるところに掲示するなど、緊急時に実際に役立つように備えてください。

避難計画(火災)

() 放課後児童クラブ

◎ 火災発生の知らせ方(児童全員の注意を向けさせる手立て)

周知方法

担当者()

1 火災発生想定場所

2 避難場所

○ 第1次避難場所

○ 第2次避難場所

3 避難経路(保育室から避難場所まで)

4 避難誘導

(1) 避難準備

○子ども(押さない、走らない、静かにを原則)

○支援員(指示を明確に、出席簿、携帯電話を持つ)

(2) 誘導

○先導係(担当者) 携帯電話を持つ

○後尾確認係(担当者) 出席簿を持つ

○補助員(担当者) 救急用具を持つ

(3) 人員確認 ⇒ 代表支援員へ報告(担当者)

5 救護係（担当者 ）

6 通報・連絡

○消防署（119）
マニュアル参照

○子育て支援課（73-3016）
マニュアル参照

○学校（TEL - ）
マニュアル参照

7 初期消火（担当者 ）

補助の支援員で、消火器で消せそうな時のみ実施。

8 保護者連絡（担当者 ）

避難場所で、安全を確認してから知らせる。（迎いの場所指定）

9 報 告（担当者 ）

安全が確保され、保護者連絡が済めば報告する。

10 留意事項

具体的な事態を想定し、全員がそれぞれの内容を理解しておく。

避難計画（不審者）

（ ） 放課後児童クラブ

1 想定進入場所

2 防御・対峙

- ・声かけ等で不審者を確認（可能な限り）

- ・危険を感じたら避難指示を出す。（相手に気付かれないように、サインを決めておく。）

- ・子どもとの距離を作る。

大声を出す。 非常ボタンを押す。 助けを呼ぶ。 部屋の施錠をし、静観する。
（椅子や机、ほうき等で、不審者をけん制する。）（椅子、机でバリケードを作る。）

3 避難誘導

- ・大声で避難場所を指示。子どもを先に走らせ、後を守る。低学年の子に気を配る。

(1) 誘 導（担当者 ）

(2) 後尾防御（担当者 ）

(3) 救 護（担当者 ）

(4) 人員点呼 ⇒ 代表支援員へ報告（担当者 ）

4 避難場所

○第1次避難場所（ ）

○第2次避難場所（ ）

5 連絡（担当者 ）

- 警察（110）
マニュアル参照
- 消防署（119）
マニュアル参照
- 子育て支援課
マニュアル参照

6 保護者連絡・報告

出席児童全員の保護者に連絡（事実を簡潔に、子どもの無事・安全を重点的に）
児童のお迎えを早急に依頼（お迎えの時に面談・直接報告）
（担当者 ）代表支援員を中心に

7 報告（担当者 ）

子どものお迎えが終了次第、詳細報告

8 留意事項

具体的な事態を想定し、全支援員がそれぞれの内容を確認、理解しておく。

避難計画(地震)

() 放課後児童クラブ

1 地震発生時安全確保指示者(支援員全員)

- ・室内：出口のドアを開ける。火を消す。
揺れがおさまるまで、壁、窓際から離れ、落下物、飛来物、倒壊物等から身を守るため、机等の下でじっとしている。
机等がない時は、座布団、かばん、本などで頭を守り、しゃがむ。
- ・屋外：広い所でしゃがむ。
- ・揺れがおさまったら、座布団、かばん、本などで頭を守りながら、避難を始める。

2 避難指示(担当者)

避難指示の伝え方(児童全員の注意を向けさせる手立て)

3 避難場所

○ 第1次避難場所

○ 第2次避難場所

4 避難経路(担当者)

5 避難誘導

(1) 避難準備(担当者)

○子ども (押さない、走らない、静かに。上靴をはく。座布団などで頭を守る。)

○支援員 (直ちに指示を出し出席簿、携帯電話、救急用具を持つ。)

(2) 誘導

○先導者(担当者) 避難経路確保 携帯電話を持つ。

○後尾確認者(担当者) 残留者確認 出席簿を持つ

○補助員(担当者) けが人、低学年の子どもに留意 救急用具を持つ

(3) 人員確認 ⇒ 代表支援員へ報告(担当者)

6 救 護 (担当者)

7 通報・連絡 (担当者)

○ 消防署 (119)
マニュアル参照

○ 子育て支援課 (73-3016)
マニュアル参照

○ 学校 (TEL —)
マニュアル参照

8 情報収集 (担当)
小学校、防災情報無線、広報車、ラジオ、テレビ等

9 保護者連絡 (担当)

10 報 告 (担当)
保護者への連絡が終了したら、子育て支援課へ連絡。

11 留意事項
具体的な事態を想定し、全員が内容を理解しておく。

避難計画（土砂災害・水害・津波）

（ ） 放課後児童クラブ

1 情報収集（担当者 ）

防災情報無線、広報車、ラジオ、テレビ、学校等
特に財田川、橋の状況確認

2 避難場所決定（担当者 ）

3 避難指示（担当者 ）

大きな声で、はっきりと。携帯電話、出席簿、救急用具を持つ。
押さない、走らない、静かに、上靴をはいて

4 誘導

- 先導（担当者 ） 経路の安全確認、携帯電話を持つ
- 後尾確認者（担当者 ） 残留者の確認 出席簿を持つ
- 補助・救護（担当者 ） 低学年に留意 救急用具を持つ

5 通報・連絡

地震避難に準じる

6 保護者連絡

地震避難に準じる

通報マニュアル（けが）

○消防署（119） 北消防署（72-2119）第二分署（63-2119）第三分署（83-2119）

（発生後すぐ）

- ・ 児童（ ）名が（ ）なけがをしました。
- ・ 私は（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・ 目標は（ ）です。住所（ ）電話番号（ ）
- ・ 救急車を要請します。

○子育て支援課（73-3016）

（事故処置後）

- ・ こちらは（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・ 児童（ ）名が（ ）なけがをしました。
- ・ 救急車で（ ）病院へ搬送しました。
- ・ 容態は、（ ）です。 ・ 指示をお願いします。

○学校（ — ）

（事故処置後）

- ・ こちらは（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・ 児童（ ）名がけがをし、（ ）に搬送しました。
- ・ 容態は（ ）です。

通報マニュアル（火災）

○消防署（119） 北消防署（72-2119）第二分署（63-2119）第三分署（83-2119）

（発生後すぐ）

- ・（火災）です。（ ）から出火、現在、延焼中です。
- ・私は（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・目標は（ ）です。消防車を要請します。
- ・児童・支援員（ ）名が（ ）のけがをしています。救急車も要請します。

住所（ ）電話番号（ ）

○子育て支援課（73-3016）

（避難後）

- ・こちらは（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・火災で（ ）に避難しています。
- ・子どもの状況は（ ）で、支援員は（ ）です。
- ・指示をお願いします。

○学校（ ）

（避難後）

- ・放課後児童クラブ児童（ ）名、火災で（ ）に避難しています。
 - ・子どもの状況は（ ）です。
- *支援が必要であれば、要請する。

通報マニュアル（不審者）

○警察（110） 三豊警察署（72-0110） （発生後すぐ）

- ・（不審者）です。
- ・私は（ ）放課後児童クラブの（ ）です。
- ・目標は（ ）です。住所（ ）電話番号（ ）
- ・不審者は、現在（ ）です。警察官の派遣を要請します。

○消防署（119） 北消防署（72-2119）第二分署（63-2119）第三分署（83-2119）

（けが人発生後すぐ）

- ・不審者により（ ）しています。
- ・私は（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・目標は（ ）です。住所（ ）電話番号（ ）
- ・児童・支援員（ ）名が（ ）をしています。救急車を要請します。

○子育て支援課（73-3016） （避難後）

- ・こちらは（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・（ ）時（ ）分頃、不審者が進入しました。
- ・現在（ ）に避難しています。
- ・児童の状況は（ ）で、支援員の状況は（ ）です。
- ・指示をお願いします。

通報マニュアル（地震）（土砂災害・津波・水害）

○消防署（119） 北消防署（72-2119）第二分署（63-2119）第三分署（83-2119）

（けが人発生後すぐ）

- ・地震で（ ）をしています。（火災の場合は、火災マニュアルへ）
- ・私は（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・目標は（ ）です。住所（ ）電話番号（ ）
- ・児童・支援員（ ）名が（ ）のけがをしています。救急車を要請します。

○子育て支援課（73-3016）

（避難後）

- ・こちらは（ ）放課後児童クラブ支援員の（ ）です。
- ・地震で（ ）に避難しています。
- ・子どもの状況は（ ）で、支援員は（ ）です。
- ・指示をお願いします。

○学校（ — ）

（避難後）

- ・放課後児童クラブ児童（ ）名、（ ）に避難しています。
*けが人があれば、その状況を報告。

児童福祉法関連 参照条文

児童福祉法²（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

③ （略）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 （略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③～⑥ （略）

² 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）に基づく令和 5 年 4 月施行時点のもの

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準³（平成 26 年厚生省令第 63 号）（抜粋）

（趣旨）

第一条 この省令は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。

2・3 （略）

（安全計画の策定等）

第六条の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を立て、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

³ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）に基づく令和 5 年 4 月施行時点のもの（令和 6 年 3 月 31 日までは経過措置により努力義務）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準¹（昭和 23 年厚生省令第 63 号）（抜粋）

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・二 （略）

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第九条から第九条の三まで、第九条の五、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）、

（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 （略）

2・3 （略）

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。

¹ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）に基づく令和 5 年 4 月施行時点のもの（令和 6 年 3 月 31 日までは経過措置により努力義務）

第十条第二項において同じ。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

（1）施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども 1 人につきおおむね 1.65 m²以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

（2）設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

2. 衛生管理及び安全対策

（1）衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措

置を講じて二次感染を防ぐ。

- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

(2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する

訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。

- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。